

令和4年4月7日

公益社団法人日本学校歯科医会 会員各位

公益社団法人日本学校歯科医会
会 長 川 本 強
(公 印 省 略)

学校歯科健康診断における歯列・咬合の事後措置についてお願い

学校歯科健康診断については、児童生徒等の歯を含めた口腔の発育・発達の状況を把握し、疾病や異常の有無を確認しながら、必要に応じて専門医（歯科医）への相談や治療につなぐことが必要であり、児童生徒やその保護者に対しては健康診断結果をできる限り丁寧に示すことが求められます。

特に健康診断において歯列・咬合の異常により専門医による診断が必要と判定された場合に、当該児童生徒の保護者が健康診断結果やその後の治療に関する情報を十分に得られないことにより、保険適用外となる歯科矯正治療の実施の可否について適切に判断できないことも考えられます。このため、公益社団法人日本学校歯科医会は、文部科学省と協議をいたしまして、学校歯科医の皆様以下に以下の事柄についてご留意を頂き、加えて、学校歯科医としての健康相談への参画を引き続きお願いしたいと考えております。各学校の健診結果の通知に際しては、下記事項にもご留意いただき、本人・保護者への一層丁寧な情報提供をしていただきたくお願いいたします。

記

1. 検査結果の通知（学校保健安全法第14条、同施行規則第9条）

歯科健康診断の結果については、本人・保護者へ通知することになっておりますが、特に歯列・咬合の異常について通知する際には、検査結果のみでなく、検査結果の意味や関連する情報を含めるなど、本人・保護者が検査結果を踏まえて適切に判断できるよう工夫して下さい。（通知に記載された歯列・咬合についての参考資料を参照）
要受診と判定された児童生徒へは、健康相談の実施を含めた対応をお願いします。

2. 必要な児童生徒・保護者への健康相談の実施（学校保健安全法第8条）

上記の検査結果の通知に伴い、児童生徒が専門医を受診する場合は、受診の前に学校歯科医が健康診断の検査結果をもとに個別の健康相談等を実施し、児童生徒及び保護者への必要な情報の提供について配慮するよう努めて下さい。

3. 学校歯科医・地域の歯科医師会及び歯科医療機関との連携（学校保健安全法第10条）

歯科健康診断の実施や結果の通知、事後措置等への対応を円滑に行うためには、学校と学校歯科医を含めた地域の歯科医師会及び歯科医療機関との連携して下さい。

以上



※文部科学省 令和4年3月30日発出

「学校歯科健康診断における歯列・咬合の検査について」文書